



鳥取県公報

令和3年10月29日(金)
第9346号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (568) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (569) (〃) 2
	鳥獣保護区の存続期間の更新 (570) (緑豊かな自然課) 2
	特定猟具使用禁止区域の指定 (571) (〃) 4
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (572) (企業支援課) 5
	地域森林計画の決定予定 (573) (林政企画課) 6
	地域森林計画の変更予定 (2件) (574・575) (〃) 6
	鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関 (576) (水産課) 7
	県営土地改良事業の工事の完了 (577) (東部農林事務所) 7

告 示

鳥取県告示第568号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人瑠璃風会うなてクリニック	倉吉市宮川町256-2	令和3年9月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日本調剤博愛前薬局	米子市両三柳1880	令和3年10月1日

鳥取県告示第569号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
赤松整形外科医院	米子市富士見町二丁目10-3	令和3年9月18日
うなてクリニック	倉吉市宮川町256-2	令和3年8月31日

鳥取県告示第570号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針
岩美鳥獣保護区	鳥取市福部町細川地内の国道9号如来橋南詰を起点とし、同所から塩見川左岸を北方に下り、同川左岸端に至り、同所から海岸汀線に沿って北東に進み、岩美郡岩美町大字網代、大字田後、大字浦富及び陸上海岸を経て、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同所から同境界を南東に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線陸上隧道の真上に至	令和3年11月1日から令和13年10月31日まで	鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、かつ、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育の場としての活用を検討していく。 また、野生鳥獣による農林作

	<p>り、同所から隧道上を南西に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線上に至り、同線を西方に進み、陸上川鉄橋に至り、同鉄橋から県道陸上岩井線を北西に進み、町道陸上中央線に至り、同町道を西方に進み、国道178号に至り、同国道を南西に進み、町道岩本14号線に至り、同町道を北西に進み、県道網代港線に至り、同県道を南西に進み、国道178号に至り、同国道を南西に進み、国道9号に至り、同国道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域、塩見川右岸端と海岸汀線の接する点を中心とした半径1キロメートル以内の海面及び同右岸から兵庫県境までの海岸汀線から1キロメートル以内の海面</p>		<p>物等被害の防止に必要と認められる場合には、鳥獣保護区内であっても有害鳥獣捕獲が可能であることを踏まえ適切に対応し、被害防止に努める。</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）で指定された特定外来種については、本区域内への分布拡大による在来種への影響が危惧されることから、根絶を目指す。</p>
<p>東 郷 池 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>東伯郡湯梨浜町内の東郷池の湖面</p>	<p>〃</p>	<p>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖の状況の把握に努める。</p> <p>鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、現場の巡視、関係市町村、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により指定された特定外来種については、本区域内への分布拡大による在来種への影響が危惧されることから、根絶を目指す。</p>
<p>西 郷 野 鳥 愛 護 林 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>倉吉市上余戸字大谷327-3並びに同市下余戸字後口山108-6及び109の区域</p>	<p>〃</p>	<p>鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育の場としての活用を検討していくとともに関係市町村、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、</p>

		<p>有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により指定された特定外来種については、本区域内への分布拡大による在来種への影響が危惧されることから、根絶を目指す。</p>
--	--	---

鳥取県告示第571号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和3年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
津ノ井特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市桂木地内の県道若葉台東町線と市道久末生山線との交点を起点とし、同所から同市道を東方に進み、県道津ノ井国府線に至り、同県道を北西に進み、市道桜谷津ノ井線に至り、同市道を北方に進み、市道杉崎6号線との交点に至り、同市道を北東に進み、洗井川左岸に至り、同川左岸を東方に進み、平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市（以下この欄において「旧鳥取市」という。）と平成16年11月1日市町村合併前の国府町の境界に至り、同境界を南東に進み、同境界線上の標柱（No. 1）に至り、同標柱から鳥取市都市計画区域の市街化区域と市街化調整区域の境界線上の標柱（No. 2）に至り、同境界を西方に進み、国道29号との交点に至り、同国道を南方に進み、旧鳥取市と八頭町の境界に至り、同境界を西方に進み、同市香取と同市久末の境界線との交点に至り、同境界を北方に進み、市道久末7号線に至り、同市道を北方に進み、同市久末203-2地先の農道に至り、同農道を北東に進み、市道南栄広岡線に至り、同市道を南東に進み、市道海蔵寺広岡線に至り、同市道を北方に進み、県道若葉台東町線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
糸録池特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市鹿野町鹿野地内の県道鳥取鹿野倉吉線と市道出百姓線との交点を起点とし、同所から同市道を南方に進み、同市鹿野町鹿野字鳥羽谷と字棚田口の境界の農道に至り、同農道を南西に進み、同市鹿野町鹿野字鳥羽谷、字棚田口、字棚田の境界に至り、同市鹿野町鹿野字棚田口と字棚田の境界の農道を南方に進み、標柱（No. 1）に至り、同標柱から南西に伸びる尾根を同方向に進み、標柱（No. 2）に至り、同標柱から西方に進み、標柱（No. 3）に至り、同標柱から農業用排水路を北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
天神川中流特定猟具（銃器）	国道179号の新穴鴨橋から倉吉市道円谷町大原線の大原橋までの天神川河川区域及び三朝町道大瀬本泉線のみかとり橋から天神川までの三徳川の河	〃

使用禁止区域	川区域	
谷 特 定 猟 具 (銃器) 使用 禁止区域	倉吉市谷地内の県道津原穴沢線と大倉川との交点を起点として、同所から同県道を西に進み、農道333に至り、同農道を南方に進み、通称大仙峰に至り、同峰と農地の境界を南西に進み、農道332に至り、同農道を西方に進み、市道谷1号線に至り、同市道を北方に進み、農道337に至り、同農道を南西に進み、市道谷中央線に至り、同市道を南方に進み、農道329に至り、同農道を西方に進み、農道302に至り、同農道を北方に進み、市道谷2号線に至り、同市道を北東に進み、大字谷と大字津原の境界に至り、同境界を北東に進み、市道谷津原線に至り、同市道を東方に進み、市道鋤津原線に至り、同市道を南東に進み、農道327に至り、同農道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	”
橋津川特定猟具(銃器)使用禁止区域	県道東郷湖線の浅津橋から国道9号の羽合大橋までの橋津川河川区域及び南谷樋門から湯梨浜町道親水公園右岸線の上橋津橋までの旧橋津川の河川区域	”
西高尾ダム特定猟具(銃器)使用禁止区域	東伯郡北栄町西高尾地内のレークサイド大栄の公園敷地と西高尾ダムの堤体との交点を起点とし、同所から堤体を東方に進み、町道東高尾西高尾線に至り、同町道を南西に進み、町道西高尾ダム2号線に至り、同町道を北西に進み、レークサイド大栄の公園敷地の境界線に至り、同境界線を北西、北東及び南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	”
岩坪池特定猟具(銃器)使用禁止区域	東伯郡北栄町高千穂地内の岩坪池の湖面	”
上福万特定猟具(銃器)使用禁止区域	米子市福万地内の県道米子丸山線と市道上福万日下原線との交点を起点とし、同所から同市道を東方に進み、同市福万1076-2地先の里道に至り、同里道を東方に進み、財ヶ谷導水路に至り、同導水路を南東に進み、佐陀川右岸の木製標柱に至り、同標柱と県道米子丸山線上に位置する標柱とを直線で結んだ線を南西に進み、県道米子丸山線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	”
香取特定猟具(銃器)使用禁止区域	西伯郡大山町豊房地内の県道大山佐摩線と町道岩伏横断線との交点を起点とし、同所から同町道を北方に進み、町道香取線に至り、同町道を東方に進み、町道岩伏横断線に至り、同町道を東方に進み、県道高橋下市停車場線に至り、同県道を南方に進み、県道赤碕大山線に至り、同県道を南東に進み、農道(通称経塚線)に至り、同農道を南西に進み、町道岩伏線に至り、同町道を南西に進み、同町道終点に至り、同所と林道大平線に位置する標柱とを直線で結んだ線を南西に進み、林道大平線に至り、同林道を北西に進み、県道赤碕大山線に至り、同県道を北方に進み、県道大山佐摩線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	”

鳥取県告示第572号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 今井書店錦町店 米子市錦町三丁目90
- (2) 本の学校今井ブックセンター 米子市新開二丁目3-10
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社今井書店グループ 代表取締役 島 秀佳 米子市新開二丁目3-10
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社今井書店 代表取締役 島 秀佳
変更後 株式会社今井書店 代表取締役 舟木 徹
- 4 変更年月日
令和3年7月1日
- 5 届出年月日
令和3年10月8日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和3年10月29日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第573号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を立てる予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和3年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
千代川森林計画区に係る地域森林計画の計画書の案
- 2 縦覧に供する期間
令和3年10月29日から同年11月29日まで
- 3 縦覧に供する場所
鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課及び東部農林事務所八頭事務所農林業振興課
(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第574号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和3年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
天神川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案
- 2 縦覧に供する期間
令和3年10月29日から同年11月29日まで
- 3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課及び中部総合事務所農林局林業振興課

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第575号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和3年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

日野川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

令和3年10月29日から同年11月29日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課、西部総合事務所農林局農林業振興課及び西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第576号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
第8次鳥取県栽培漁業基本計画策定協議会	第8次鳥取県栽培漁業基本計画の策定に関する事項	令和3年10月29日から 令和4年3月31日まで	水産振興局水産課

鳥取県告示第577号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和3年10月29日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農業競争力強化基盤整備事業 河内地区 農地整備	令和3年3月22日